平成２１年（フ）第５３８７号
大阪市東成区神路４丁目12番２―611号
債務者　福嶋　智子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４０１号
大阪市浪速区敷津西２丁目13番19―201号
債務者　アグワオンニェウォースー心（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４０４号
大阪府門真市北岸和田２丁目８番７―302号
債務者　松野ゆかり
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４１４号
大阪市住之江区新北島５丁目２番59―305号
債務者　瀬戸　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４５号
大阪府豊中市庄内西町２丁目６番20―101号、住民票上の住所大阪府豊中市庄内西町２丁目22番35号
債務者　北田　麗子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４６号
大阪府豊中市柴原町１丁目５番51号
債務者　谷口　礼子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４７号
大阪市住吉区我孫子５丁目12番16号　サン我孫子マンション302号
債務者　中辻　香苗
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４５６号
大阪府高槻市高西町４番15号
債務者　原田　政子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４５９号
大阪府寝屋川市下木田町16番18―301号
債務者　谷本美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４６２号
大阪府吹田市新芦屋上27番Ｆ―404号
債務者　美並真理子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４７０号
大阪市東成区大今里南１丁目20番16号
債務者　杉本　知加
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４７２号
大阪市東淀川区菅原７丁目９番34号
債務者　塚崎　和郎
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４８０号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目10番44号
債務者　永山一十喜
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１８号
堺市南区和田東954番地４　上尾ハイツＡ―202号
債務者　北浦　　学
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
堺市北区南花田町233番地１　301号
債務者　道端都志子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
堺市南区竹城台４丁２番18―103号
債務者　新吉屋佐智子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番15―304号
債務者　深澤　　順
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７３９号
堺市東区日置荘西町１丁15番20―202号
債務者　福田　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係